

# 水産政策審議会

## 第57回 漁港漁場分科会

令和7年11月25日（火）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画・漁業政策課

午前10時14分開会

○中西計画・海業政策課総括 大変長らくお待たせいたしました。機器のトラブルにより開始が長く遅くなりまして、申し訳ございません。

本日、事務局を務めます水産庁計画・海業政策課の中西でございます。

ただいまより水産政策審議会第57回漁港漁場分科会を始めさせていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況についてでございます。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とするとされております。本日は委員定数7名中7名の委員が出席されており、定足数を満たしており、本日の漁港漁場分科会は成立してございます。

続きまして、本分科会の開催形態でございます。

カメラ撮りは冒頭カメラ撮りのみとさせていただきます。また、議事と各委員の御発言内容は、後日ホームページで公表することとなっておりますので御了承ください。

次に、リモートで御出席いただいている委員様にお知らせいたします。

会議中、カメラはオンにさせていただきます。マイクはミュートをお願いいたしまして、御自身の御発言の際にはミュートを解除してください。通信状況が悪い場合には、別途チャット等にてお知らせいただければと思います。

審議事項に関する御発言は分科会長からの御発言によっていただきますよう、よろしくお願いいたします。その他不具合がございましたら、事務局へチャット若しくは電話をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁中村漁港漁場整備部長から御挨拶申し上げます。

中村部長、よろしくお願いいたします。

○中村漁港漁場整備部長 おはようございます。聞こえますでしょうか。

先ほどはトラブルがあつて大変申し訳ございませんでした。

では、御挨拶させていただきます。

委員の皆様、おはようございます。水産庁の中村でございます。

今回、委員の改選に当たりまして初めての分科会となります。新任であります窪川委員、佐々木委員、根本委員、松尾委員、そして中川特別委員の5名に加わっていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

我が国の水産業、漁村は地球環境の変化に直面しまして、海水温の上昇等による魚類の生息分布の変化、そして主要魚種の資源の変動、不漁、磯焼けの拡大、これらが問題とな

っております。また、漁業従事者の減少、高齢化、資機材価格の高騰、こういった問題もございませう。一方で日本海溝、対馬海溝、南海トラフなどの巨大な大規模地震、津波の発生、台風の災害、低気圧の強大化、これらの防災・減災対策、そして長寿命化も必要となっております。さらには新たな増殖業の展開、海業の展開などもございませう。

このような状況の中で、水産の基盤となりますこの漁港・漁場・漁村の整備におきましては、5年間の長期計画に基づき進めてまいります。この5年間の長期計画、3本の柱がございませう。一つ目は産地の生産力の強化、輸出の促進による水産業の成長産業化、そして二つ目、海洋環境の変化、災害リスクの対応力強化による持続可能な生産の確保、そして三つ目、海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上、このような三つの課題を掲げているわけがございませう。

そして、令和8年度、来年度予算の要求でございませうけれども、これは5か年の計画、4年から8年までですので最終年となります。そして、9年には新しい計画に新たな一歩を踏み出す、こういった状況でございませう。

このため、現行の長期計画、8年度が最終期となりますことから、今回この長期計画の検証を行うとともに課題の整理、こういったものが必要となりますので、今回はその長期計画の進捗状況、そして分析結果、関連する取組、このようなものを御紹介させていただき、御議論いただきたいというふうに思ひませう。そして、次期の令和9年度からの材料とさせていただければ幸いです。

本日の御議論が充実したものとひませうよう、委員の皆様方からは忌憚のない御意見を賜れば幸いです。どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

○中西計画・海業政策課総括 中村部長、ありがとうございます。

ここで、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、会場にて御出席されている委員の方々から、御紹介させていただきます。

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会理事の青木委員でございませう。

○青木委員 よろしくお願ひします。

○中西計画・海業政策課総括 有限会社金城水産代表取締役の窪川委員でございませう。

○窪川委員 よろしくお願ひします。

○中西計画・海業政策課総括 続きまして、リモートにて御出席の方を御紹介いたします。

東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授、工藤委員でございませう。

○工藤委員 工藤です。よろしくお願ひいたします。

- 中西計画・海業政策課総括 全国漁協女性部連絡協議会理事の根本委員でございます。  
北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員でございます。
- 阿部委員 よろしくお願ひいたします。
- 中西計画・海業政策課総括 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の佐々木委員でございます。
- 佐々木委員 よろしくお願ひいたします。
- 中西計画・海業政策課総括 苫小牧工業高等専門学校創造工学科准教授の松尾委員でございます。
- 松尾委員 松尾です。よろしくお願ひします。
- 中西計画・海業政策課総括 特別委員の株式会社ウオー代表取締役、中川委員でございます。
- 中川特別委員 よろしくお願ひいたします。
- 中西計画・海業政策課総括 どうぞよろしくお願ひいたします。  
続きまして、水産庁側の出席者を御紹介させていただきます。  
先ほど挨拶いたしました中村漁港漁場整備部長でございます。
- 中村漁港漁場整備部長 中村です。よろしくお願ひいたします。
- 中西計画・海業政策課総括 渡邊計画・海業政策課長でございます。
- 渡邊計画・海業政策課長 渡邊です。よろしくお願ひします。
- 中西計画・海業政策課総括 的野事業課長でございます。
- 的野事業課長 事業課長、的野でございます。よろしくお願ひいたします。
- 中西計画・海業政策課総括 新村防災漁村課長でございます。
- 新村防災漁村課長 新村です。よろしくお願ひします。
- 中西計画・海業政策課総括 本田政策情報分析官でございます。
- 本田分析官 本田です。よろしくお願ひいたします。
- 中西計画・海業政策課総括 染川海業振興室長でございます。
- 染川海業振興室長 染川でございます。よろしくお願ひします。
- 中西計画・海業政策課総括 そのほか水産庁の事務局が出席しております。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、資料番号なしの議事次第、資料一覧、次に、資料の右肩に資料番号が付いております。資料1といたしまして水産政策審議会漁港漁場分科会委員名簿、資料2といたしま

して水産政策審議会漁港漁場分科会について、資料3として水産業をめぐる情勢、資料4として漁港漁場整備長期計画の進捗状況について、資料5として藻場・干潟の保全・創造について、資料6として能登半島地震からの復旧・復興について、資料7として海業の推進について、参考資料として漁港漁場漁村関係事業の令和8年度予算概算要求の概要の資料がございます。

不足がありましたら事務局まで御連絡お願いいたします。

なお、資料につきましては説明時に画面に表示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従って進めさせていただきます。

まずは、議事次第の協議事項でございます。

まず、協議に先立ちまして、当分科会の位置付け等について説明させていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○渡邊計画・海業政策課長 計画・海業政策課長でございます。

それでは、資料に基づきまして説明してまいります。

資料2の水産政策審議会漁港漁場分科会についてという資料でございます。この資料は、この分科会の位置付けと、それから直近の開催状況につきましてお示ししている資料でございます。

めくっていただきまして、位置付けということで2ページでございます。

水産政策審議会令における位置付けでございます。真ん中少し上に、分科会とございます。第5条で、水産政策審議会に分科会を置き、これらの分科会の所掌事務はこの表のとおりになるとございます。

漁港漁場分科会につきましては二つ所掌事務がございまして、一つは水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること、二つ目としまして、漁港及び漁場の整備等に関する法律、漁港漁場整備法の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理することでございます。

なお、第3項には、分科会長を委員の互選により選任するという規定、それから第5項は、分科会長に事故があるときということで、分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するという規定でございます。

それから、3ページ目でございます。3ページ目は、その漁港漁場整備法の規定により審議会の権限に属せられた事項についての具体的な内容でございます。

①番から⑧番までございまして、漁港の指定、それから整備に関する事、それから管理に関する事、それから活用に関する事ということが規定ございます。①番ですと漁港の指定に関するもの、それから②、③は漁港漁場の整備の関係でございます。基本方針、それから長期計画に関係するもの、こういったことが内容となっております。

それから、4ページ以降は直近5か年の議事ということで、6年度から遡りまして2年度までの過去5年間の開催状況をお示ししているものでございます。

5ページですけれども、昨年度は3回開催されております。一番近いもので昨年の10月でございます。このときは、現行の漁港漁場整備長期計画の進捗状況ですとか、海業の取組状況などについて御審議を頂きました。それから、令和5年度も3回開催されているんですけれども、このときは漁港漁場整備法の改正をいたしまして、漁港の活用促進を法律に新たに位置付けました。こういった関係で、令和5年7月に、活用の基本方針、それから整備の基本方針、漁港管理の規定例、これらの新たな策定若しくは改正について諮問をさせていただいて、審議を頂いて、答申を頂いたといったようなことでございます。

それから、6ページでございます。

6ページは令和3年度の状況です。このときは、前の計画の最終年度というタイミングでございました。令和3年7月に漁港漁場整備基本方針の変更、それから漁港漁場整備長期計画の策定についてということで諮問をさせていただきまして、その後、数回、審議を重ねていただきまして、令和4年3月に答申ということでおまとめいただいているといったような開催状況でございます。

資料につきまして、以上のとおりでございます。

○中西計画・海業政策課総括 では、協議事項の一つ目の分科会長の選任について、お諮りいたします。

先ほど御説明のありました資料2の2ページ目の水産政策審議会令第5条第3項の規定により、分科会長の選任については分科会委員の互選により選出することとなっております。いかがでございますでしょうか。

○阿部委員 阿部です。よろしいでしょうか。

○中西計画・海業政策課総括 お願いいたします。

○阿部委員 推薦で、よろしくをお願いいたします。私が発言してよろしいですか。

○中西計画・海業政策課総括 はい、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 令和8年度には、漁港漁場整備基本方針の改正及び次期漁港漁場整備長期計

画の策定に向けた重要な審議が予定されてございます。このため、前期において漁港漁場分科会会長代理に就任を頂いていた工藤委員に分科会長をお願いしてはいかがかと思います。よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

○中西計画・海業政策課総括 阿部委員、ありがとうございます。

ただいま阿部委員から、工藤委員を分科会長に推薦する御発言がございましたが、そのほか御意見等ございますでしょうか。

皆様、特段御異議ないということで、よろしかったでしょうか。

そうしましたら、皆様、御異議がないということですので、分科会長に工藤委員に御就任いただきたいと思います。

それでは、ここからの議事進行は工藤分科会長をお願いいたします。

それでは、工藤分科会長、よろしく願いいたします。

○工藤分科会長 ただいま分科会長に御選任いただきました東京海洋大学の工藤でございます。

私は2019年からこの漁港漁場分科会の委員として務めてきましたけれども、分科会の会長は初めてですので拙い部分が多いかと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、協議事項に移っていきたいと思います。

協議事項の2番目は会長代理の指名です。

先ほど御説明がありました資料2の水産政策審議会令第5条第5項によりますと、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると規定されておりますので、私の方から指名させていただければと思います。

今後の審議では、漁港漁場の整備とともに漁村地域や海洋政策全体との関係もますます重要になってくるものと思われま。このため、これらについて深い知見をお持ちでいらっしゃる社会基盤水工学の専門家でございます東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の佐々木委員に分科会長代理をお願いしたいと思。います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○工藤分科会長 特に異議がないと思。いますので、佐々木委員に是非よろしく願いいた

します。

どうぞよろしく申し上げます。

○佐々木委員 はい、承知いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、本日、報告事項がございますので、報告事項に移りたいと思います。

本日の報告事項の漁港漁場整備長期計画の進捗状況について御報告いただきます。

では、事務局の方から、御説明の方よろしく申し上げます。

○渡邊計画・海業政策課長 計画・海業政策課長でございます。

では、私の方から、漁港漁場長期計画の進捗状況ということで、資料に従いまして説明させていただきたいと思います。

最初に、資料3で水産業をめぐる情勢、これを短めに説明させていただきまして、その後、本編であります資料4ですね。進捗状況について説明してまいります。漁港長計、重点課題が三つございますので、この資料4では長計の全体像と申しますか、進捗状況の全体像と、その後、重点課題の一つ目のところまで、まず取りあえず説明をさせていただければというふうに思っております。

それでは、まず資料3でございます。水産業をめぐる情勢でございます。

目次を御覧いただければと思います。

いろいろな項目ございますけれども、上の方で、世界の漁業の漁業生産の状況ですとか、こういったことがございます。それから、三つ目以降ぐらいから我が国の水産業を取り巻く状況についての資料となっております。

2ページ目です。

2ページ目は、世界の漁業・養殖業の状況ということでございます。上の箱でございますけれども、世界の漁獲量は9,080万トン、直近のデータでございます。それから、養殖業の生産量、収穫量につきましては1億3,600万トン余りとなっております。漁獲量それから養殖業ともに、頭打ちですとか増産の限界などについても指摘をされているといったところでございます。

それから、3ページ目でございます。

3ページ目は、水産物の消費の状況でございます。上の箱でございますけれども、世界の食用魚介類の消費量、世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は約50年で2倍に増

加しているというところがございます。今後2050年に向けて世界の人口が増加していき、97億人というふうに見込まれております。水産物の総需要量は今後増加していくことが見込まれているというところがございます。先ほどの頭打ちですとか、そういう状況もありますので、水産物の世界的な需給が逼迫する可能性が指摘されております。

4 ページ以降は我が国の状況についてです。

4 ページは、我が国の水産物の消費でございます。右下の折れ線グラフを御覧いただければと思います。魚介類の1人1年当たりの消費量につきましては、減少傾向にございます。平成13年の40.2キログラムをピークにして少なくなっておりまして、直近の令和5年度は21.4キロとなっております。平成23年に肉類の消費量を下回るような形で、ずっとこの傾向が続いているといったところです。

5 ページです。

5 ページは、漁業・養殖業の生産の状況です。左側が生産量の推移であります。1984年、昭和59年の1,282万トン进行ピークにして減少しているといった状況です。直近では、令和5年で383万トンとなっております。右側は生産額でございます。直近では1億6,800億円余りとなっております。

水産業の成長産業化、水産物の安定供給を図るためにも、生産量の増加をさせる必要があるというふうにご認識してございます。

6 ページは、漁業就業者の現状でございます。右側の折れ線グラフですね。直近、令和6年で11.5万人となっております。平均年齢は56.9歳でございます。この傾向は今後も続くとして予測されておりまして、2050年頃には漁業就業者の数は約7万人まで減少することが予想、想定されてございます。

7 ページです。

7 ページは、養殖の関係です。海面養殖業につきましては、収獲量、直近で91万トン、それから産出額は5,200億円余りでございます。

下にグラフがございまして、赤いところが魚類養殖です。海面魚類の養殖です。量は4分の1ぐらいなんですけれども、産出額においては全体の半分ぐらいが魚類養殖というところが特徴でございます。

8 ページでございます。

8 ページは、養殖の関係ですけれども、養殖業につきましては、養殖業成長産業化総合戦略が策定されて進められているところでもあります。国内外で需要が量的、地域的に拡大

が見込まれるもの等、戦略的養殖品目ということで、下の表の右側にありますようにブリ類、マダイ、クロマグロ等々、こういった品目を戦略的品目と位置付けて、養殖の取組は進められているといったところでございます。

9ページは、加工の関係です。

上の箱でございますけれども、水産加工業の出荷額は約4兆円、約13万人の従事者でございます。

右上に円グラフがございまして、従業員20人未満の事業者が6割以上を占めるといったところが特徴として挙げられるかと思えます。原材料確保の困難性や売上高・利益率の低下、生産経費の上昇等が課題となっているといったところでございます。

10ページでございます。

10ページは、流通構造についてであります。水産物は鮮度落ちが著しいということから、水揚げ後の速やかな選別、出荷が必要でございます。多くの水産物が産地市場を經由して流通されているといったところ です。

下に絵がありまして、矢印がいろいろありますけれども、右側が生産とか輸入です。左側にいくに従って加工・流通のプロセス、それから販売となっております。真ん中、右側に産地市場とございます。ここが上の箱で示しているところでございます。産地市場を經由し、消費地市場を經由し、小売業者を經由して、家庭内消費につながっていくといったようなところであります。矢印の太いところほど取扱量が多いといったようなことでございます。

このほか、上の緑色のところでは、市場外で經由するような流通経路でございます。

続きまして、11ページでございます。

産地市場の現状でございます。左の上のところに表がございまして、産地市場の多くは漁業協同組合の運営によっております。この表で、9割弱の産地市場の開設者が漁業協同組合となっております。

小規模なものが多くて、市場当たりの買受人数も減少傾向にあるということで、価格形成力が弱いことが課題となっているということでございます。市場機能の集約を推進して価格形成力の強化を図ることが重要となっておりますところでございます。

12ページは輸出の関係でございます。

食料・農業・農村基本計画における輸出額の目標は、2030年に5兆円という目標がございまして、このうち水産物につきましては1.1兆円となっております。直近の令和6年の

水産物の輸出実績は3,600億円余りで、農林水産物全体の約2割強を占めているといったところでございます。

右下に品目別のグラフがございます。ホタテ貝、ブリ、真珠等が上位を占めているといったところでございます。

13ページでございます。

13ページは、海洋環境の変化への対応というところでございます。これはいろんなところで御案内があるとも思いますけれども、日本近海の海水温は100年間で1.24度上昇しているというところで、世界の平均と比べても倍ぐらいの上昇になっているというところでございます。サンマ、サケ、スルメイカ等の主要魚種の不漁が深刻化する一方で、分布が北方にシフトする魚種もあるなど、取り巻く状況は大きく変化しているというところでございます。

令和5年の3月から5月に、海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会を水産庁で開催いたしまして、右側にあるような検討会の取りまとめ（対応の方向性）というのをまとめられております。2番の漁法や漁獲対象魚種の複合化あるいは転換、それから3番の養殖業との兼業化・転換、こういったことが方向性として示されてございます。

大変駆け足で恐縮でございますけれども、こちらが資料3、水産業をめぐる情勢についてでございます。

それから、資料4の漁港漁場整備長期計画の進捗状況についてでございます。

この資料は、まず1番で、前段で漁港・漁場・漁村についてということで基本的な事項についてまず御説明をさせていただいて、その後、漁港の長計の説明ということでお願いできればと思います。

2ページでございます。

2ページは漁港についてということで、日本全国津々浦々に令和7年4月現在で2,772の漁港がございます。

左側に表がございまして、第1種から第4種とあります。漁港漁場整備法に基づきまして漁港には種別がございます。利用範囲が地元の漁業を主とするもの、これが第1種でございます。7割、8割といった数がこの第1種になります。それから、1個飛びまして第3種漁港は利用する漁船が全国的なもの、全国から漁船がその港を利用するといったものを第3種と位置付けております。1種と3種の間のを第2種ということで位置付けています。また、第4種は漁船の避難ですとか、それから漁業の前進根拠地となるようなと

ころを第4種漁港ということで位置付けています。

右側に日本地図がありまして、これは第3種漁港の中でも特に大きなものを漁港漁場整備法の政令で定めております。全国に13あります。関東近辺ですと銚子漁港とか三崎漁港とか焼津漁港、こういったところが特定第3種漁港と言われる漁港でございます。大きな流通拠点等の漁港といったような位置付けでございます。

下に一覧表がございまして、2,772のいろんな内訳がございまして、一番右側に管理者別とあります。都道府県が管理する漁港が811ございまして、市町村が管理する漁港が1,961ございまして、市町村が管理する漁港が割合が多いといったところが特徴になろうかと思っております。

次のページ、3ページでございます。

3ページは、左側に絵、模式図がございまして、これは水産業の形態に合わせて流通拠点漁港、これは赤い漁港でございます。沖で操業した漁船が陸揚げして、流通、出荷の拠点となるような漁港ですね。こういった漁港や、生産拠点漁港、漁船漁業やそれから養殖の拠点となるような漁港、それから一般漁港ですね。沿岸漁業等を支える漁港ですね。こういったことに機能分担されているといったところでございます。

4ページでございます。

4ページは、漁場の関係でございます。漁場の整備をいろいろ御紹介しているものでございます。

左上が魚礁の設置というところで、魚礁につきましては天然の岩場のような天然礁がございまして、魚礁はこういった天然礁をコンクリート構造物などによって人工的に創出してやること、これを魚礁と呼んでおります。それから、左下は藻場や干潟の関係、それから右側にいきまして右上は増殖場・養殖場の整備でございます。この右側の増殖場（人工海底山脈）とありますけれども、これは海域の基礎生産力を向上させてやって、アジとかイワシとかサバとか、こういった魚種の増殖を図ることを狙いとした漁場施設でございます。その下は、底質改善でございまして、しゅんせつとか作れい、耕うん、それから覆土、覆砂でございます。

それから、5ページでございます。

5ページは漁村の関係でございます。左側で、漁業集落の立地状況と漁業集落数がございまして、漁業センサスの定義に基づきますと、令和5年現在の漁業集落の数は6,303でございます。海岸線、約3万5,000キロでございます。海岸線5.6キロに一つの漁業集落が立地

しているということになります。

その次の丸は、地域の指定状況とあります。漁港背後の集落で見えますと、右側の上のところですが。地域指定等の割合ということで、条件不利の状況について整理しているものがございます。過疎が71.5%、それから離島、半島でも、それぞれ18%、31%ぐらいの地域指定の状況でございます。

それから、その下は立地特性でございます。漁村は前面が海、背後が山というところが一般的な地形でありまして、漁港背後の地形ということで背後に崖が迫っているところ、これが60%を超える漁業集落で、こういった立地特性だということでございます。

それから、生活環境の関係で見えますと、下水道、集落排水の普及率について全国との比較が一番下でございます。全国の普及率が93%ぐらいのものに対して、漁港背後の集落では86%ぐらいにとどまっているというところがございます。

ここまでが漁港・漁場・漁村の概要でございます。

それから、6ページ以降が漁港漁場整備長期計画の関係でございます。

7ページでございます。

7ページは、漁港漁場整備法における長期計画の規定に関するものでございます。第2章の3で漁港漁場整備長期計画が規定されておまして、この第6条の3に、農林水産大臣は、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとございます。そして、漁港漁場整備長期計画におきましては、漁港漁場整備事業の実施の目標、それから事業量を定めるものとされております。

第4項で、漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならないとされております。

ちなみに、計画期間につきましては、この法律の施行令で5年を1期として定めるものということにされております。

8ページは、長期計画の概要を1枚で表しているものでございます。

上に、重点課題として三つございます。左から、産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、その右側が、海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、一番右側が、「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上ということでございます。

これらの重点課題に沿って実施の目標と目指す姿ということで、その下に続いております。それぞれの重点課題について、アとイということで柱立てをしております。

水産業の成長産業化につきましては、アとして、拠点漁港等の生産・流通機能の強化であります。拠点漁港における衛生管理対策ですとか、こういった機能の強化を図るということでございます。イとしまして、養殖生産拠点の形成ということで、正に養殖生産の拠点となるような漁港、漁場整備ということでございます。

持続可能な漁業生産の確保につきましては、アとして、環境変化に適応した漁場生産力の強化ということで、これは藻場・干潟も含めまして漁場の整備を図っていくというところであります。それから、イは、災害リスクへの対応力強化ということで、防災・減災対策、それから長寿命化対策をここに位置付けています。

一番右側の漁村の魅力と所得の向上につきましては、アとして、「海業」による漁村の活性化でございます。海業の振興をここに位置付けています。それから、イとして、地域の水産業を支える多様な人材の活躍ということで、就労環境ですとか生活環境ですとか、漁港・漁村の環境整備をここに位置付けているということでございます。

それぞれの重点課題、実施の目標に成果目標ということで、一番下に位置付けています。成果目標につきましては、次のページで詳しく御説明してまいります。それぞれ成果目標がありまして、全部で10個の目標を位置付けているといったところでございます。

9ページでございます。

9ページが、この成果目標を1枚で整理したものでございます。

一番左側に、重点課題ということで三つの重点課題がございます。青色が水産業の成長産業化、ここに三つの成果目標を位置付けています。それから、黄色は持続可能な漁業生産の確保で、五つの成果目標、それから一番下の漁村の魅力と所得の向上は、二つの成果目標を位置付けています。

成果目標がありまして、基準値、基準年の数値がありまして、右側に1個飛んで、令和8年度の目標値があります。真ん中の令和6年度の目安値とか赤い字の実績値は、基準値に対して目標値に向かって順調に推移していくとこのぐらいの目安になるといったようなものをお示ししてございまして、赤い字がフォローアップで、実績でこうでしたといったようなものでございます。基本は令和6年度の数字にしていますけれども、一部まだ集計ができていないものは令和5年度のものを入れてございます。

こういった実績を踏まえまして、進捗状況ということでA、B、Cということで評価をしています。このA、B、Cですけれども、このページの一番下に米印がございます。進捗状況はR6年度の目安値に対する進捗率ということで、A'が1個あるんですけれども

A' は150%を超えているもの、それからAの評価は90%以上150%以下のもの、それからBのものは90%未満50%以上のもの、それからCは50%に満たないものということで、区分けをしております。

多くのものはA又はBといった評価でございまして、全体的に見ますとおおむね順調に推移しているのではないかと考えておりますけれども、Bの評価を下しているものにつきましては、順調に進んでいるところもあるんですけれども、こういった点が課題であるということで整理をしております。また、2-3の成果目標ですね。防災対策、災害対策につきましては、目標に対して実績が低いということで、Cの評価としております。

進捗状況に対する分析を一番右側に記載しておりますが、今申し上げたようなBの評価は課題も踏まえつつお示しをしているといったようなこと、それからCの評価につきましては、いろいろ課題が多いといったところで整理をしております。

この表の赤い線で囲ったところですね。1-1番、それから2-1番、2-3番、3-2番につきましては、それぞれの重点課題の代表的な項目ということで考えておりますので、この後の資料で、この成果目標を抜き出すような形で御説明をしてみたいと思います。

10ページでございまして。10ページは、重点課題の一つ目でございます。

10ページ、11ページまでで説明は一区切りとさせていただければと思っております。

10ページは、水産業の成長産業化のうち、成長産業化で拠点漁港の生産・流通機能の強化でございます。一番最初の成果目標に関するものでございます。長期計画では、この下段の方にあります絵や写真でお示ししているような内容を具体の施策としております。

左側はイメージ図を示しております、拠点漁港への機能の集約・再編ということでございます。圏域計画に基づいて漁港機能の再編・集約を図っていくというものでございます。圏域計画は、水産物の生産又は流通に一体性を有するもの、これを「圏域」ということで位置付けまして、その中で漁港機能の役割分担を踏まえた水産基盤整備の方向性を定める計画でございます。こういった計画に基づいて、域内の漁港機能の再編とか集約を図っていくというものでございます。

右側に写真が6枚ほどございます。写真は、一つは漁船の大型化へ対応すること、それから衛生管理を図るための岸壁の屋根ですとか、その右側の産地市場について、衛生管理の高度化を図っていくこと。それから、下の方にいきまして、左側では冷凍冷蔵施設の整備ですとか加工場の整備、それから産地市場においてはICTの導入などを図っていくと

いうことで、長期計画に位置付けております。

11ページでございます。

11ページは成果目標、この水産業の成長産業化の拠点漁港の機能強化に関する成果目標に関するものでございます。この成果目標の1番、1-1の関係でございます。水産物の流通拠点となる漁港において取り扱われる水産物のうち、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を、令和8年度でおおむね70%にするというものでございます。この総合的な衛生管理体制といいますのは、ハードだけではなくてソフト対策を行うということで、衛生管理体制の確立に対応した記録の維持管理ですとか、情報提供ですとか、こういった体制が整えられている条件下で取り扱われる水産物の割合を7割ということで目標設定しているものでございます。

事業の実施状況でございますけれども、水産物の流通拠点となる漁港のうち水産物の流通機能の強化を図る地区、これを事業量として令和8年度に90地区着手しているといったようなことを目標にしております。

右側の写真にありますように、開放的だった荷さばき場を閉鎖型にするですとか、こういったことを事業内容としております。

下に、進捗状況がございます。進捗状況につきましては、右側に折れ線グラフと、それから棒グラフがあります。60%は、令和6年度の目安に対して55%の実績というものでございます。おおむね進捗が図られているというふうに捉えておりますけれども、ハード対策はおおむね順調に推移していると思っておりますけれども、記録の保持ですとか、こういったソフト対策についての理解が一定水準にとどまるために、55%といったような状況かと考えてございます。

対応としましては、ハード整備につきましては、整備中の漁港に対して重点的に支援を行うということと、ソフト対策につきましては、優良事例を周知することなどによって理解醸成を図っていきたいということで考えてございます。

重点課題の一つ目のところで、説明の一区切りとさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま資料3に基づきまして水産業をめぐる情勢について御説明いただき、それから資料4の11ページまでで、漁港漁場整備長期計画の進捗状況と重点課題の1というところまで御報告いただきました。

これから資料7まで、このように少しずつ区切りながら御説明いただいていくことにします。その都度、御質問、御意見があれば頂き、最後に、委員の皆様から一言ずつ、漁港漁場整備長期計画のフォローアップ全体について御意見があれば、頂きたいというふうに考えております。

それでは、今までのところで何か御質問、御意見ございますでしょうか。

どうもありがとうございます。では松尾委員、よろしく願いいたします。

○松尾委員 資料3の6ページの漁業就業者の現状の資料の中で質問なんですけれども、最近、外国人の技能実習生とかも多く入ってきていると思うんですが、こちらに書かれている人数というのは日本の方の人数だけなんですか、それとも技能実習生とかも含めた人数なんですか。

資料3です。最初の方の、この6ページの、はい、こちらです。こちらに書かれている最近の人数というのは日本人だけなのか、それとも外国人の実習生とかも含めた人数なのかを教えてください。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

御回答いただけますでしょうか。

○渡邊計画・海業政策課長 お答えいたします。

こちらの数字につきましては、技能実習生は含んでございません。

○松尾委員 分かりました。ありがとうございます。

○工藤分科会長 漁業センサスでは、外国人労働者の数を漁業の部門と水産加工の部門と分けて把握しています。地域別に見ても漁業種類別に見ても、把握することはできます。ただ、その人が特定技能なのか技能実習なのかという区分は今のところされていません。それは別の統計じゃないと分からないんですけれども、何か、松尾委員、気になった点がありましたでしょうか。

○松尾委員 すごく人数がやっぱり減って行って、これからも多分減っていくと思うので。ちょっとその辺が、漁業者がいなければ水産業の話も発展していかないので、ちょっとその辺が気になったのでございます。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、よろしく願いいたします。

○佐々木委員 ありがとうございます。東大の佐々木でございます。

資料3の4ページ辺りからの話なんですけれども、ちょっと全体像が私にはよく分から

なかったというところがあって、もしその辺り整理をされているような資料があれば後日頂ければというふうに思うんですが。

人口減少の話、あるいはインバウンドが増えてくるということで、水産業に対する需要というのが減る可能性もあるし、あるいはある程度維持できる可能性もあるしというような状況があり、また、1人当たりで見ると消費は減少しているというようなことございまして、また、一方で漁業者は減少をされていて、自給率を見るとまだ少し低い状態にあって、ただ、一方で自給率というのはどれだけ輸出するかとか輸出戦略とも絡んできて、輸出をすればするほど自給率が下がる可能性もあるし、また、輸入は、日本ではなかなか獲れない魚介類で、やっぱりそれが文化としてというか、いろんなところで輸入しないと難しいようなところもあって、そうすると、全体としてどういうバランスが目指す方向なのかなというように辺りについて、私自身がよく分かっていないところがありますので、もし何か簡単に御案内いただけることがあればお願いしたいということと、なかなかそこは難しいということであれば、現在そういった全体としてはどんなイメージを持っているかということに関する資料などあれば頂ければなというふうに思いました。

それから、2点目ですが、これは2点で終わりですけれども、資料3の13ページ辺りの話で、気候変動の話もあって、かなり漁獲量が減っているということはよく聞くんですけども、一方で今までは漁獲対象ではなかったような魚、例えば西日本では食べているけれども東日本では余り食べないとか、そういった話もよく聞くので、全体としてバイオマスというんですか、資源、漁獲対象になり得るバイオマスというような見方をしたときに、どういうふうに見たらいいのかというところで、もし何か情報があればお教えいただきたいと思います。

以上です。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

非常に難しいというか、根幹に関わる質問を頂いたと思っております。

事務局の方で何か御回答ありますでしょうか。

○渡邊計画・海業政策課長 計画・海業政策課長でございます。ありがとうございます。

前段の御指摘、様々な状況の中で全体としてどういうふうに考えていくかというところであろうかと思えます。御指摘のとおり、漁業就業者の減少も含めまして消費が少なくなっているですとか、そういった状況に対しては、やはり安定供給ですとか自給率の問題もありますし、安定供給や水産業の振興といった観点から生産量を増やしていくというところ

ろが必要だろうと思います。海洋環境のことも併せますと、漁場の生産力の強化を図っていくこと、その中では基盤整備に求められている大きな課題の一つであろうかというふうに思います。

お示しできるものがあるかどうか少し検討させていただきたいと思っているんですけども、全体としては、その生産量を増やすですとか消費を増やすようなことについて取り組んでいく必要があるということと考えてございます。

また、後段の海洋環境の変化につきましては、御指摘のとおり今まで獲れていなかったようなものが、例えば北日本でブリの漁獲が増えているとか、こういった状況があります。バイオマスとしての量というのは、今ちょっとどれぐらいそうですというのは答えを持ち合わせていないんですけども、陸揚げの状況などは変わってきていますし、そういった状況もありますので、この辺りも基盤整備で対応していく必要があるというふうに考えてございます。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○工藤分科会長 前半部分のスライドの、もう一回示していただけますか。ありがとうございます。

今、佐々木委員が御指摘あったとおりととても複雑な状況にあって、輸出振興などをどう位置付けたらいいかというような話も多分あるんだと思うんですけども、私が最近、食糧安全保障の観点から、この右側の図、肉類と魚介類の逆転現象に関わるところを分析しています。この逆転した時点では、生鮮魚介と生鮮肉類は同じぐらいの価格だったんですね。スーパーで売られている価格が、100グラム当たりの価格が同じぐらいだったんです。その後、水産物の価格というのは非常に高くなってきています。これは、やはり円安の影響もありますし、水産物の世界的な需要の高まりがあります。更に国産の生産が下がってきているというようなところがありまして、水産物の価格が高くなるので、価格が安定しているので肉類への消費が高まっているという状況がありますけれども、食料安全保障から考えると、肉類はその飼料も含めた自給率が低いので、国産の水産物の果たしている役割がとても高いということになりますので、やはり水産物の自給率を高めていくということが食料政策としての重要性が高い政策目標だということが改めて分かってきたというところだと思います。

それから、2番目の方の質問として、私の個人的な意見なんですが、この問題について

は、2021年に水産庁では不漁問題に関する研究会というものがあまして、2023年には海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会というものがあまして、何で漁獲量が下がっているんだということが検討されています。

内湾域の方は、やはり栄養塩が少なくなっているというような状況とか、高水温の影響があつて、恐らく漁場の生物生産力が低くなってきているということが影響しているのだと思います。外洋の方は、そう一概には言えないとは思いますがけれども、2016年ぐらいから水温がとて高くなっているということは、もちろん皆さん御存じだと思うんですけども、そういう影響も大きいだろうと思いますね。

ただ、バイオマスがどうなのかというのは非常に重要な点だと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、中川委員の御質問よろしくお願ひします。

○渡邊計画・海業政策課長 分科会長、すみません、よろしいでしょうか。

○工藤分科会長 はい。

○渡邊計画・海業政策課長 計画・海業政策課長でございます。

資料3の14ページを御覧いただきたいと思ひます。

資料3でございます。このページは説明しなかつたんですけども、水産基本計画の資料でございます、右下に水産物の自給率の関係がございます。

分科会長からも少し触れていただきましたけれども、現行の水産基本計画におきまして自給率の目標ですね。食用魚介類、それから魚介類全体、海藻類で、それぞれ94%、76%、72%というのを挙げています。自給率を大きく上げるということを目指していますので、こういった目標を設定して、施策を進めているといったところでございます。

以上でございます。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、済みません、お待たせしました。中川委員、よろしくお願ひいたします。

○中川特別委員 ありがとうございます。

資料3の11ページに当たる産地市場の現状についてです。こちらにあるように実際に小規模な市場は多く、漁協さんを含め取り扱う側の人材不足も進んでいます。また仲卸の方、購入して下さる方の数が減って価格形成力が下がっているのも、実際にいろんな浜を回らせていただいて伺っています。その上で市場が統合されることによって、自分の浜に市場がなくなったことによる話もよく聞くんですが、そのときの課題が、やはり運ぶ時間が

長くなってしまうから氷代や燃料代がかかってしまう。さらに、サバみたいな傷みやすい魚については運ぶことによる鮮度落ちなどもあって、持っていった方がむしろ利益でいうとマイナスになってしまうから、売りに出せないと聞きます。自分の浜に市場がなくなることでダメージを受けている漁業者さんは既におり、今後増えていくと思っているんですけども、そういう方たちに対して、どういうフォローが私たち全体としてできるのかというのは考える機会が多くて、これに対して既にいい事例や水産庁さんの中で御検討されていることがあったら、是非教えていただきたいです。

以上です。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

事務局の方は何か御回答ありますか。

○渡邊計画・海業政策課長 計画・海業政策課長でございます。

集約する、されるについてでございますけれども、委員御指摘のとおり、集約される方につきましては市場がなくなってしまうたりしますので、そちらをどうするのかというのはあるかと思えます。基本的には各都道府県で流通の一体性を持つ中で圏域計画を作っただいて、その中でどういう機能をどの漁港に集約していくのかといったようなことが重要かと思えます。

産地市場につきましては、どこかに集約されると、集約される方につきましては施設に余裕が出たりすると思えますので、そういったところでは例えば増養殖の取組を推進するですとか、あるいは海業の取組を展開していくとか、そういったことが考えられるかと思えます。この辺りについても、海業の取組と一口に言ってもどのようにしていくのかというのがあるかと思えますので、圏域の中での検討ですとか、そういったものについて海業の予算などを使って、水産庁としては支援できるものは支援してまいりたいというふう考えております。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○中川特別委員 ありがとうございます。

やっぱり集約される側だと、正に漁師さん含め村自体の人口がすごく減っていて、海業に取り組みたいけれども、その人員を捻出するのが更に厳しい状況のところもあるので、経費やそれ以外のフォローの仕方も含めて、広域全体でいいバランスになるかというのを、是非引き続き御議論いただいたり、私も加えていただいて議論させていただけたらうれし

いです。

ありがとうございます。

○工藤分科会長 それでは、窪川委員、よろしく願いいたします。

○窪川委員 窪川です。

先ほどの中川委員の地元の産地市場がなくなってしまうという話のもう一つの見方なんですけれども、今うち、私は定置網をやっております、地元の拠点港は産地市場はあります。ただ、その産地市場がなくなったときに、一つそのビジネスチャンスとして、その漁業者側が出荷できる市場を選択できる。今まで、その産地市場に丸抱えさせて全量出荷で単価を下げていた部分で、出荷先を分散させることによって下げ止めを行うと、そういった部分で流通の選択肢を増やすということができるので、地元の市場がなくなってしまうのは困りますという部分もちろんあるんですけれども、そこは流通を工夫することによってマネジメントを変えていけるチャンスなんではないかなとも思います。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

また最後に御意見伺うことになると思いますので、取りあえず先に進みたいと思います。

○青木委員 すみません、現地から青木です。

今のことに関して1点質問なのですけれども、資料4の9ページ、長期計画の1-1で、水産物の流通拠点となっている漁港において、総合的な衛生管理の下で扱われる水産物取扱量の割合の増加というのを目標にしているのですが、これは今、中川委員と窪川委員がお話しされた第1種港とかにある小さな市場とかだと思うのですけれども、そういったものからの水産物も集めて増加していく目標だということによろしいのでしょうか。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○渡邊計画・海業政策課長 事務局です。

この1-1の目標につきましては、流通拠点漁港における取扱量でございます。流通拠点漁港は、136の漁港を位置付けておりまして、ここに陸揚げされて、ここから流通していく水産物について衛生管理の整った条件で出荷されているかといったようなものをカウントしているものでございます。

ですので、1種漁港の小さいようなところの漁船が沖で操業して、それを3種のような大きな漁港、流通拠点漁港に陸揚げして、そこから出荷するといった場合に、その流通拠

点の漁港の衛生管理が構築されていれば、この対象に入ってくるといったような考え方でございます。

○青木委員 分かりました。特に、そういうのを小さい漁港に所属している漁船から漁獲物を集めるという動きは、特に水産庁さんとしてはしていないということでしょうか。

○渡邊計画・海業政策課長 集めるという意味では、陸揚げの拠点を位置付けてということになりますので、そこには漁船から陸揚げされるもの、あるいは陸送されるもの含めて、水産物はそこに集約されるということはあるというふうに考えていますので、ここでは、そういった集められた水産物について、高度な衛生管理の条件での荷さばき所等を経由して出荷されているものがどれぐらいあるかというのを指標として位置付けているといったようなものでございます。

○青木委員 分かりました。

○工藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き御説明の方をよろしく願いいたします。

○渡邊計画・海業政策課長 では、説明続けてまいります。

資料4の12ページからでございます。

12ページは、重点課題の二つ目でございます。持続可能な漁業生産の確保で、12ページ、13ページが海洋環境に適応した漁場生産力の強化、それから14ページ、15ページが災害リスクへの対応力強化でございます。この関係につきましては、別添の資料も併せて使用させていただきながら説明をさせていただければと思います。

まず、12ページは、海洋環境変化に適応した漁場生産力の強化でございます。

ここでは、漁場の整備ということで左下に絵がございます。真ん中に大きく「生活史」とあります。沿岸魚種につきましては、沿岸で産卵をして仔魚期、稚魚期を沿岸で過ごし、大きくなるに従って沖合へ移動するといった生活史を持っています。こういった生活史を踏まえた漁場整理ということで、沿岸部では藻場ですとか増殖場の整備、それから沖合に進むに従って魚礁の整備などを講ずるといったような考え方で、環境変化とも相まって、こういった整備を進めるということで位置付けています。

それから、右側は藻場の関係でございます。ここで藻場・干潟ビジョンの説明をしておりますけれども、ビジョンにつきましては別の資料で少し詳しく説明をさせていただきたいと思っています。このビジョンに基づいてハード・ソフト併せて一体的な対策が必要と位置付けています。

13ページでございます。

13ページは、2-1の成果目標に関してです。漁場により増産させる水産物ということで、令和8年度の目標6.5万トンということで位置付けているものでございます。

真ん中に事業の実施状況がありまして、令和8年度の漁場整備の目標値3万5,000ヘクタールを位置付けています。これに対して目安値2万1,000に対して、実績値が2万1,497ヘクタールといったような実績でございます。

行っている整備の内容は、右側の写真や絵でお示ししているものです。魚礁の整備、それから下にいきまして藻場の整備、それから右下の干潟の整備、それから右上は沖合のフロンティア漁場整備ということで、先ほど漁場の整備のところの説明しました沖合域でのマウンド礁の整備であります。

これに対する進捗状況でございます。進捗状況としましては、右側の6.5万トンの目標に対して3.2万トンの実績であります。目安値3.9に対して3.2といった実績であります。

分析でございますけれども、事業の進捗といいますか、事業量としては2万1,000に対して2万1,497ということで、おおむね計画どおりの整備が進められていると考えているんですけれども、その一方で3.9に対して3.2の実績でございます。量が事業実施ほど伴っていないといったところもあろうかと思っております。この辺りは海洋環境の変化等で、水産資源の回復ですとか増産ですとか、こういったところに影響が出ているのではないかということで考えてございます。

これにつきまして、対応として、海洋環境の変化も踏まえた生活史に対応した漁場整備を行っていくということと、環境変化を捉えることができるような観測ブイの設置なども漁場整備と併せて進めていくといったようなことが必要だろうと考えてございます。

この漁場の関係、藻場の関係で、資料5にちょっと飛んでいただきまして、資料5の説明をさせていただきたいと思っております。

資料5です。資料5は藻場・干潟の保全・創造というところで、主に藻場の関係の資料でございます。藻場について水産庁の施策なり取組状況などを整理しているものでございます。

1ページ目は藻場の機能ということで、藻場につきましては水産生物の産卵場、成育場、それから隠れ家等ですね。藻場は大変重要な沿岸環境ということでございます。あわせて、有機物の分解等による水質浄化機能ですとか、近年では二酸化炭素の吸収源といったような機能が注目されているところです。

このページ右側に、我が国の主な藻場の分布状況ということで、ガラモ場、コンブ場、それからアラメ・カジメ、アマモ場とあります。北海道等ではコンブ場が優先しているといったところであると思いますが、本州の多くはガラモ場ですとかアラメ・カジメ、それから内湾の波の静かなところではアマモ場などがあるといったところでございます。

2 ページは、磯焼けの現状であります。近年の海水温の上昇ですとか、これに伴って直接的な影響、それから植食性魚類の活性が上がるなどによって過剰な食害が進んでいるといったようなところで、藻場面積が大きく減少しているというところでございます。磯焼けが進んでいると認識しております。

左側の上に、藻場面積とあります。これは環境省の調査結果でございますけれども、約40年間で18.3万ヘクタールのものが16.4万ヘクタールに今、減っているというところであります。

下に日本地図がありまして、1980年頃は藻場衰退を抱える都道府県は24の都道府県だったんですけれども、これが40年後は31の都道府県に増加しているといったようなところがございます。

3 ページでございます。

3 ページは、藻場・干潟ビジョンであります。先ほど長計のところでも少しお示ししていたものでございます。藻場・干潟の保全・創造を進めていくために、実効性のあるものを効率的に進めるためということで、水産庁の方でまとめたものでございます。平成28年に最初のビジョンをまとめまして、令和5年12月に改定をしたものでございます。

ここでは、四つの視点を重視すると位置付けています。衰退要因を的確に把握するですとか、ハード・ソフトが一体となって広域的に対策を講じるですとか、新たな知見を積極的に活用するですとか、漁業関係者だけではなくて多様な主体の参画ですとか、カーボンニュートラルの貢献等といったようなことを位置付けています。

この水産庁のビジョンに基づきまして各都道府県で海域ごとのビジョンというのを策定していただいています、右下の日本地図、ちょっと分かりにくいですがけれども、ここでは全国80海域の各海域でビジョンが設定されています。この海域ごとのビジョンを踏まえまして、各都道府県で藻場・干潟の保全の取組を進めているといったところであります。

4 ページが、主な支援制度というところであります。

ハード・ソフトの代表的なものということで、左側が水産基盤整備事業で行っているものであります。ここではブロックの設置や自然石の設置ということで、いわゆる着底基質

の整備であります。右側がソフトの取組ということで、水産多面の事業による活動でございます。母藻の設置とかウニの除去などを行うということにしています。

これらの施策を活用しているところが、下の日本地図であります。公共で水産基盤につきましては7割ぐらいの都道府県、それから水産多面の事業に至っては9割ほどの都道府県で活用いただいているといったところであります。

こういった対策を講じているところにつきましては藻場の維持はなされているというふうに、私どもは認識しています。

5ページは、海水温上昇に対応した藻場保全・造成手法ということで、水産庁で調査を行いまして取りまとめた内容でございます。

真ん中少し上の左側に、海水温上昇による主な影響ということで、①は高水温が海藻に直接的に影響を与えること、それから②番は植食動物の活発化による影響ということで分けています。

これに対する対策ということで整理したものが、右側であります。一つは場所の選定ですね。海水温の上昇が抑えられているようなところで藻場の展開を図っていくといったようなこととか、海藻種を選定する。海藻は、種類によって成育の上限温度というのが分かってきておりますので、例えば海水温の上昇、上昇した海水温に合わせて、その海水温で成育できる海藻を使って藻場の展開を図っていくといったようなところでございます。こういったものをまとめて都道府県にお示しをして、周知をしているといったところであります。

それから、6ページは、CO<sub>2</sub>のインベントリとの関係であります。気候変動枠組条約に基づきまして、自国の温室効果ガスの排出・吸収の目録を毎年、国連の事務局に提出することになっております。この排出・吸収目録をインベントリと呼んでおります。

2024年の報告で、我が国から世界で初めて海草・海藻藻場のCO<sub>2</sub>吸収量を算定し報告しておりまして、本年の報告書でも、この海草・海藻藻場のCO<sub>2</sub>の固定量、吸収量は34万トンと算定して、報告をしているといった状況でございます。

以上が、資料5、藻場の関係でございます。

それから、恐れ入りますが資料4に戻っていただきまして、今度は災害リスクへの対応力強化であります。

14ページです。二つ目の重点課題のもう一つの実施目標に関するものでございます。ここは防災、減災、国土強靱化、長寿命化対策に関するものであります。

下の左側に絵があります。漁業地域における災害リスクへの対応というところで、漁港施設に赤い斜線が引いてあります。一つは、主要な陸揚岸壁の耐震強化とあります。それから、上のところですね。防波堤のところには、ここは耐震強化だけではなくて耐津波化、それから耐浪化、かさ上げとかですね。粘り強い構造ですとか、こういったものを位置付けています。

それから、右側は長寿命化対策の関係であります。外郭施設、係留施設で赤い破線ですとか赤い実線で丸が示してあります。これらの防波堤とか岸壁等で、今後、建設後50年を経過する漁港施設の割合が、令和22年度にはそれぞれ6割を超えていくといった見込みを持っております。今後ますます、その耐用年数が経過するような施設が増えてくると見込んでおります。こういったことに対しまして、予防保全型の長寿命化対策を行うという考え方で進めております。

こちらにつきましては、階段状のグラフがあります。ライフサイクルコストを試算して、こういったやり方だとライフサイクルコストが一番低減されるかといったようなものでございます。こういった考え方に基づいて、対策を行っていくといったようなものでございます。

また、この災害リスクの対応力強化につきましては、本年6月に国土強靱化実施中期計画が閣議決定されております。この中でも、漁港施設の耐震、耐津波、耐浪化ですとか長寿命化対策、老朽化対策、位置付けております。こういったことも踏まえて、災害リスクの対応力強化を今後も引き続き展開していく必要があるという考えでございます。

15ページでございます。

15ページは、災害リスクの対応力強化に関する成果目標の関係でございます。

9ページの一覧表の資料で、唯一、Cの進捗状況だと評価したものでございます。水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合ということで、おおむね70%を令和8年度の目標にしています。

事業の実施状況につきましては、主要施設の耐震・耐津波化を図る漁港ということで、令和8年度で400の漁港について着手しているといったようなことを目標にしております。

対策は、右の写真にありますように岸壁の耐震対策等のハードと併せて、一番右側のソフト対策、会議の様子が写っていますが、これはBCP、水産業の業務継続計画を検討いただいている状況の写真です。ハードだけではなくて、いざ災害というときにどのように行動するのかということ併せて構築していただいているといったようなところの割合を

増やすというものが目標でございます。

一番下に進捗状況がありまして、53%の目安に対して36%にとどまっているというところでございます。

これにつきましては、BCPの策定といったソフト対策は一定の進捗が図られていると我々認識しておるんですけれども、岸壁の耐震強化などを行うときには、どうしてもそこで陸揚げ作業を伴いながらというところでございます。陸揚げとの調整に時間が必要だとか、こういったところで、ハード整備が少し進まない状況にあるといったことで分析をしております。

対応としましては、ハード対策にしましては、今後の早期発現が見込まれる漁港への重点化ですとか、漁港管理者へ事業調整を促すですとか、こういったことを行ってまいりたいと考えてございます。

この関係で関連資料でございます。資料6でございます。

資料6は能登半島地震への対応ということでの資料でございます。

1ページ目でございます。漁業の再開・漁港の復旧復興に向けた取組と今後の見通しというところでございます。

上の箱でございますけれども、石川県の北部6市町、これは下に能登半島の黄色い地図がございます。この6市町でございます。令和6年1月1日の地震発生後、施設の復旧を進めるとともに、順次漁業も再開しているといった状況でございます。令和7年の1月から8月期の漁獲金額につきましては、金額ベースで令和5年比で96%、漁獲量で94%となっております。

この能登半島地震では、漁港の隆起の災害が非常に特徴的でございます。上の箱の二つ目の丸で、地盤隆起が顕著な輪島市、珠洲市、外浦と呼ばれる地域でございます。こちらの16の漁港が地盤隆起の被害を受けておりまして、11の漁港につきましては復旧方針を定められまして、順次復旧工事に着手しているといった状況でございます。残りの五つの漁港につきましては、漁港の将来像等を含めまして復旧方針について今、地元において協議をされているという状況でございます。

真ん中から右側に、上の方に2番で漁港の対応といったところがございます。幾つかポツがありますが、3つ目のポツは地盤の隆起のない漁港に関するものであります。こちらにつきましては順次本復旧工事に着手して、着手後おおむね3年間で復旧工事の完了を目指すということで進めているというところでございます。

それから、その下、3番で現地支援の状況と今後の対応というところであります。能登半島地震におきましては、水産庁も直轄代行で復旧工事を行っております。これは大規模災害復旧法に基づく直轄代行の工事でありまして、珠洲市の狼煙魚港それから珠洲市の鶴飼漁港海岸、こちらで代行工事を進めているところであります。

それから、丸の三つ目、漁業者による漁場環境調査等の取組支援ということで、この震災ですとか、それから昨年9月の豪雨災害で、もずく漁場への土砂の流入等の被害を受けております。漁場環境の調査ですとか藻場の保全活動等、水産庁で支援をしているといったところでございます。

2ページでございます。

2ページは、令和6年能登半島地震における漁港の復旧・復興の考え方ということで、震災後、水産庁で技術検討委員会を設置しまして、そこで取りまとめていただいた内容でございます。この考え方の内容を石川県の方に提供して、そちらで石川県の方で設置されている復興協議会、こういったところで活用いただいたというものでございます。

真ん中辺りから下に大きく、通常の被災と地盤隆起等重篤な被災と分けております。地盤の隆起の被害を受けている漁港とそうではない漁港について、分けて考えたというものであります。短期的なフェーズ、それから中長期的なフェーズということで、大きく二つのフェーズに分けてお示ししています。

地盤隆起のところでは、フェーズ1の仮復旧の状況ということで、隆起しているものですから泊地の水深が足りないとか係留施設が使えないとか、そういった状況がございまして、一部分その仮復旧するような形で、仮設で係留ができるとか、一部を掘り込んで使えるようにするですとか、そういったことを短期の実施として、それから本復旧ということで、原型に戻すことも含めて沖出しや別の場所に造るといったようなものをお示ししたというところであります。

3ページでございます。

3ページは、直近の10月末時点における石川県の漁港の状況を整理したものでございます。ちょっと情報が重複しておりますけれども、石川県、69漁港のうちの60の漁港がこの能登半島地震で被害を受けておられます。

真ん中に能登半島の地図がありまして、上の方、①で地盤隆起が顕著な漁港、16あります。下に地盤隆起のない漁港、44ありまして、足して60となります。多くの漁港では陸揚げ機能は復旧しているんですけれども、まだ一部、外浦の方では陸揚げができていない状

況のものが若干ございます。

この両側の写真にあるように、例えば左側では、輪島市の大沢漁港や鹿磯漁港では、掘り込みの仮設工事を行ったり船揚場の前出し等を行っているといったようなものであります。それから、右の上は、これは狼煙魚港の先ほど申し上げました直轄代行で行っている工事の復旧状況であります。

それから、4ページ目でございます。この資料、最後でございます。

輪島港の漁業再開の状況であります。

輪島港につきましては、漁港漁場整備法に基づく漁港ではなく港湾でありますけれども、非常に多くの漁船が利用している大きな漁業の基地でございます。こちらも地盤の隆起の被害を受けまして、約200隻の漁船が座礁してしまったというところでありまして、こちらをしゅんせつ等をして、令和6年7月に移動を完了したというところでありまして。共同利用施設の復旧と併せて、港の復旧におきましても、水産庁と国交省それから石川県と連携をして復旧工事を進めているといったところでありまして。

漁業の再開状況につきましては、この箱2番の最後のところですね。令和7年1月から8月期の漁獲金額、漁獲量は、令和5年比でそれぞれ64%、47%といったところでありまして。昨年の11月はズワイガニ漁等に合わせるような形で復旧を急いだといったところでありましてけれども、再開状況はまだこのような状況でございますので、引き続き連携して取り組んでまいりたいということで、今取り組んでいるところでございます。

重点課題の二つ目につきまして以上でございます。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

資料4、5、6について御説明いただきました。

ただいまの報告について御質問などございますでしょうか。

○窪川委員 済みません、現地の窪川です。

○工藤分科会長 よろしく申し上げます。

○窪川委員 よろしいでしょうか。この資料6、能登半島地震からの復旧・復興について、私は石川県で漁業をやっておりますので、石川の漁業者を代表しまして、更に状況の報告とお願いをここでお伝えさせていただければと思っております。

ちょうど先週、輪島の支所の運営委員長にお話しさせていただいたり、あとは県定置の役員会がありまして各親方とヒアリングをしてまいりました。全体としては、まず操業再開を目指した第一段階というのが8割方完了しておいて、この2年弱の期間でこれだけ漁

業が再開できたということを水産庁の人にも感謝しておいてほしいというふうに言われております。ありがとうございます。

その上で、これから先、その第二段階の復旧として漁港の修復、荷揚げ機能の修復という部分で今、漁業者さんたちがすごく不便を感じているということもお伝えしなくてはならなくて。また、その海の方は戻りまして、魚も石川県、今年特に沿岸域は魚多くて、定置なんかすごく大漁が続いているんですけども、やはり持って帰ってきた魚を出荷するという部分で、その荷揚げの港の状況がかなりまだまだ全然がたがたでして、そこが大変時間も掛かるし不便もしているということです。

1年以上たって、混乱期が過ぎて、ようやく落ち着いて、さあ頑張ろうというふうな部分で現状が見えてきたという、そういう時期に当たっているとも思うんですけども、このところが、例えば輪島の方でいいますと、事前にちょっとお渡しさせていただいた写真があるんですけども、それを出していただけますか。

今スクリーンに映っているのが、本日の資料6の4ページの左下の港の写真から更に沖に広げている写真なんですけれども、まず、青い三角で書いてある「共同利用施設」と書いてある真ん中辺の枠がありますけれども、ここの青い三角のところで荷揚げを行っていますが、実際荷揚げが行われている場所は漢字でいうと共同利用施設の「用いる」という字と「施す」という字の辺り、これぐらいしか今使えておりません。実際ここで荷揚げを行っていたんですけども、今稼働しているのが「用いる」と「施す」の辺り。それからあと定置の荷揚げ場所が、この最後の設備の「設」の辺りでやっているんですけども、これ実際、私も見に行ったんですが、50センチ以上のがたがたのひび割れたところで今荷揚げをやっているところでした。ここについて大変不便をされておりますので、何とか工事の方も進めていただければなと思います。

それから、このマップでいきますと、青い矢印のところの下に川が流れております。朝市通りの方から、この図でいうと右上の方向に川が流れているんですけども。その先に海の色が少し色が変わって茶色くなっている辺りはお分かりですかね。その黄色い矢印とか白い矢印の下の辺りの海が少し海の色が明るめになっていると思うんですが、これが山から流れてきた土砂になります。

今回、地震の影響で山からその土砂が流れてきて、それが大分たまってしまっていて、ここを船の出入りが、隆起とは別に、その土砂の流出という部分で流れてきてしまって、広範囲にわたって船が出入りできない状態になっています。これについても、しゅんせつ

がまだ一度も入っていないということです、その川から流れてくる。山の整備もしなきゃならなくなってくるんですが、川からの土砂の流出についても、ちょっと今後の課題になってきます。

それから、ちょっと分かりづらくて申し訳ないんですが、このスクリーンのスライドの上に、「輪島港マリンタウン横の埋立て地造成後に共同利用施設の」と文字が書いてありますが、この輪島港については、活魚用の水を生かしの活魚用の水を、この平仮名の「に」の辺りからくんでいたんです。この平仮名の「に」の辺りから活魚用の水をくんで、この青い三角形の共同利用施設まで引っ張って行っていたんですが、これが地震の影響、それからしゅんせつの問題で使えなくなってしまっていて、何でこんな遠いところから活魚用の水をすくうかという、さっきの川の話になるんですけども、川から真水が流れてくるので輪島港のそばって塩分濃度がすごく薄くなってしまっていて、普通の塩っぼさではなくなってしまっているんですね。その輪島港のそばで水をくんでも塩分濃度が薄過ぎて活魚は生きない。今ちょうどズワイガニの時期で、ズワイガニを朝持って帰ってきて夕方出荷する、その間生かさないとないといけないというときに、その港のそばだと川の影響で塩分濃度の薄い水しか吸い上げられないので、その活魚用のポンプを冲出ししなきゃいけないんだけど、それがまだできていないということが今、当面で問題だと聞いております。

それから、先ほど8割方復旧されたということだったんですが、輪島港においては中型のまき網、これは荷揚げ施設の整備が進んでいない影響で、3船団あるうちの2船団が廃業の予定であるというふうに報告を受けております。どうしてもまき網ですと、サバとかイワシとかフィッシュポンプを使った大量の魚を一気に荷揚げしないとならないという状況になっていて、まだその整備が整っていないという状況です。

ただ一方で、その輪島の人たちについては、今回の地震の復旧も利用して、どんどん新しいことをやって成長化していかないといけないということも言っております、例えばその地図でいうマリンタウンの辺りに高級魚のクエの陸上養殖の施設を造って、年間1億円以上の売上を見込むことも今検討しております。

あと、その漁獲量が今100%ではない分、単価上がっております、その分で、その単価を維持したいというところで、このマリンタウンの辺りに同じく冷凍や冷蔵の設備を整えて、1年中おいしい魚を旅行の人、観光客の人に提供できるようにしたいと。というのも、例えば輪島塗とかの文化的な漆器とか、あぁいった産業も輪島は有名だったんですけ

れども、今もう、ちょっと改善の見込みがたてられない状況になっていて、この町の復興については漁業が第一だというのも漁師さんたちもみんな分かっている、漁業が町を復活させるんだという気概でやっております、そうなったときに新鮮な魚を一年中提供したいというところで、冷凍冷蔵の設備についても建てたいんだということもしております。

それから、輪島じゃない地域についてなんです、資料6の方に戻っていただいて、例えば4ページ。

資料の4ページに黄色い能登半島の先のところがありますが、輪島じゃないところで、先ほど隆起がなかったところ、志賀町、穴水町、能登町、七尾市、ここの漁業者が今回の令和6年度そして令和7年度についても水揚げを支えています。先ほどお伝えしたように魚多くて、水揚げ、売上自体は大分戻ってきているなといった状況です。

ただ、先ほど、重ね重ねになりますが、岸壁についてはどこもまだ修理に至っていませんので、その部分について特に、最初お伝えしましたが皆さん精神的な余裕が少し出てきて、いざちゃんとこれから頑張ろうというところで、混乱が終わって、最初のうちは何かまだまだ大変なのだというところで、特に急いで直してほしいというのも1年目ぐらいには出てこなかったんですが、ようやく2年目、今になってペースアップを地元の人たちは希望しております。いろんなことが考えられていく中で、どんどんやっていきたいというふうな、そういった思いが強くなっているというのが今の輪島とか、この能登の地域にいる人たちの実情ではないかなと思います。

長くなりましたが、私からは以上になります。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

輪島港の現状と課題について詳細な御報告を頂きましたが、これに対してどなたかいかがでしょうか。

○新村防災漁村課長 水産庁防災漁村課長の新村です。

ちょっと答えられる範囲で、お答えしたいと思います。

輪島の復興の状況、荷揚げに大変現状で苦勞をされているということで、我々も承知をしております。

マリンタウン横の黄色い、御紹介いただいたのをちょっと出していただけますか。

地元の計画として、中長期的な計画としまして令和8年末から11年にかけて埋立て整備をしたいというふうに承知をしておりますけれども、そこで埋立て、しゅんせつした土砂なんかを入れて、埋め立てて、そこに共同利用施設を集約をし、そして先々観光客も呼び

込むような施設ができないかというようなことも承知をしております。

港湾でして、国交省とあと県とで具体的な計画、それからしゅんせつなど進められていると承知していますけれども、共同利用施設については水産庁の事業で考えてございまして、マリンタウン横の黄色いところの埋立ての進捗なんかを見ながら、連動しながら共同利用施設なんかを、建設の支援なんかをしていきたいなというふうに考えております。

現状、その取水ポイントですね。先々はこの黄色いところに供給をするための、じゃ、どこから水をくんでくるかということになるろうかと思えます。ちょっとそれも含めての検討ということになるろうかと思えます。

あと、黄色くなっている輪島港の川の河口部分のしゅんせつの必要性ということですが、ちょっと関係者で共有したいと考えております。

取りあえず、以上でございます。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

説明が途切れたような感じでしたですけれども、よろしいでしょうか。

時間がかかなり迫ってきているので、次に御説明いただいて、最後に質問があればもう一度受け付けるという形にしたいと思います。

それでは、引き続き説明の方をよろしくお願いいたします。

○渡邊計画・海業政策課長 ありがとうございます。

それでは、重点課題の3番であります。

資料4の16ページ、17ページであります。この関係、資料7の海業の資料も併せまして、できるだけ短く簡潔に説明させていただきたいと思えます。

16ページは、海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上に関するものであります。ここでは海業の振興等ということで、海業につきましては別紙で資料7で改めて説明いたします。

ここでは、海業以外に漁港における安全で働きやすい就労環境の確保等と、右下に写真がございまして。就労環境改善のための浮体式係船岸ですとか屋根の施設の整備ですとか、それから暴風対策や漁村の生活環境の改善を図る施設整備、漁港・漁場の環境整備などを位置付けているものでございます。

17ページでございます。

17ページは、成果目標に関するもので、3-2の一番下の10個目の漁港における新たな海業の取組件数500件というものでございます。

事業の実施状況で、漁港の活用促進に資する整備ということで30地区を目標にしています。こちらはハードの目標なんですけれども、海業につきましては取組がソフト施策中心ということで、ソフトのものが多いいったものでございます。水産庁の施策の状況も、右側にソフト対策とございます。海業支援パッケージですとか相談窓口、推進に取り組む地区等々、これも別の資料で改めて説明いたします。

こういったソフト施策によって、令和6年度で下のグラフですけれども254という実績値となっていると考えてございます。初年度は30地区で、少し立ち上がりに遅れが見られたんですけれども、その後、ソフト施策中心に進めてまいりまして、6年度は254まで実績が積み上がっていると考えております。新たな制度ですとか新たな予算の活用などによって、取組件数の更なる増加を図っていきたいと考えております。

資料7でございます。

資料7の表紙では、これは海業のマスコットキャラクターでございます。こういったものを使ってPRを進めていきたいと思っております。

1ページでございます。

1ページは、海業につきまして500件の新たな取組であります。真ん中、縦に四つ写真があります。海業の場として漁港活用、漁港を活用して海業を進めるところであります。水産物の直売や、それから漁業の体験、それからレストラン、飲食、漁村の魅力を生かした宿泊ということでございます。

主な取組ということで(1)から(4)までございます。一つは漁港漁場整備法を改正しまして、漁港活用のための新たな制度を創設したというところでもあります。二つ目は海業の予算、これも新しく令和6年度補正予算、令和7年度当初予算で創設をしたというものであります。それから、情報発信、横展開につきましては、海業の推進に取り組む地区ということで86を公表させていただいて、個別に支援をさせていただいているといったようなこと。それから、水産庁の体制としまして、海業振興室を今年の4月から設置しているというものでございます。

すみません。ちょっと飛びまして3ページでございます。

3ページは、新たな制度の説明であります。真ん中右側に、漁港の模式図がございます。漁業情勢の変化によって漁港施設に余裕が出てきたというところを御想像いただいて、その漁業生産活動をこの青い点線に集約するような形で、右側の空いたところで、消費の増進とか交流の促進の取組を進めるといったようなものでございます。ここの赤いところが、

漁港施設等活用事業といった新たな制度を活用するといったイメージでございます。

事業のスキームが左側にありまして、大臣が基本方針を定め、漁港の管理者がそれぞれの漁港の活用推進計画というのを定めます。海業の取組を行おうという事業者の方が実施計画を作りまして、申請をして認定を受けるというものであります。認定を受けますと、例えば漁港施設を30年貸付けを受けられるなどの、そういった特別措置が講じられるというものでございます。

4 ページがその事例でございます。

これは、福岡の糸島市の加布里漁港でございます。加布里漁港は、冬季のカキ小屋を営んでおられる地域であります。それまでは漁港施設の占用許可を受けて、都度都度、仮設小屋の設置とか撤去をしたりしてきているといったところでございます。このたび糸島漁協さんがこの漁港施設活用事業を活用して、真ん中に漁港の平面図があります。この赤い漁港施設用地を貸付けを受けられることによって、30年の貸付けを受けられることによって年間通じての営業が可能になるとか、仮設の撤去などしなくてもよくなったですとか、そういったことで利用者の増加とか地域の雇用創出を見込んでおられるといったところでございます。

5 ページでございます。

5 ページは、予算の関係であります。真ん中左側が構想段階の支援段階として、新しく海業振興支援事業という予算の制度を創設したものでございます。1 ポツにありますように、立ち上げ支援とかモデル地区による実証、漁協との取組ということで、地域が海業の1歩を取り組むための調査ですとか実証ですとか、こういったことに対して支援を行うソフト予算でございます。これは新規の予算であります。

右側は、実施の段階のものということで、これは既存の公共・非公共のハード整備を中心としたものでございます。

6 ページは、海業の推進に取り組む地区ということで、令和5年度、令和6年度にそれぞれ自ら先行地域になりたいといったところに手を挙げていただいて、下の事業内容の2番にあるような取組であるということを確認した後に、水産庁の方で公表させていただいているものであります。水産業の健全な発展に寄与するとか、海や漁村の地域資源や魅力を生かしたものだとか、おおむね2年以内に取り組を開始するもの、こういったところ、86の地域を公表させていただいて、個別に助言ですとか情報提供をさせていただく支援をしています。

それから、一番下のところでアンダーラインがあります。今年の11月に、今月ですね。福井県高浜町で海業サミットを行っております。ここには各地域の横のつながりをつなげていただくためにグループワークなどを行っていただいたところでもあります。

最後のページであります。

海業を広く知っていただくためにということで、このマスコットキャラクターを始め、左側には海業の漫画でございます。このQRコードで実際に読んでいただくことができます。こういった漫画によるPRですね。理解の促進とか、それから大阪関西万博へも海業ブースを設けて、広く国民の皆様には海業を知っていただくためのPRをしております。こういったことで、引き続き海業のPRもしていきたいと考えてございます。

早口で申し訳ありません。説明については以上でございます。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

済みません、時間が少し少なくなってしまってます。

ただいま御説明いただいた内容について御質問等ございますでしょうか。

もしないようでしたら、最後、全体を踏まえてコメントがあれば頂きたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。全員からコメントを頂くという方法もありますが、今回は報告事項で、これからいろいろ話し合っていくということになると思いますので、その都度、御発言いただける機会はあるかと思えます。

それから、質問につきましては個別に委員の皆様の方から事務局の方にお問合せいただければ、多分御回答いただけるということになるかなとは思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○窪川委員 すみません、窪川です。

○工藤分科会長 はい、どうぞ。

○窪川委員 全体を通してなんですけれども。今ちょうど、うちの港も海業の取組促進事業にエントリーしておりますして、海業を始めたいということでやっております。

お話を聞いていて、今回その説明のあった重点課題1、重点課題2のその成長産業化とか港湾の整備、これと海業を併せ技にできるような、そういったパッケージがあるとうれしいなというのが現場として思うところでもあります。これもしてあれもしてなんですけれども、やれるんだったら一気に新しいものを作りたいという思いにもなってきますので、この重点課題1、2、3を全部ひっくるめたようなパッケージがあるといいんじゃないかなと思えました。

○工藤分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。

本日は、水産業を取り巻く状況と、それから漁港漁場整備長期計画のフォローアップについて、進捗状況について水産庁の方から御説明いただきました。

現在の計画というのは2022年から2026年までの計画で、この2022年から漁業を取り巻く自然と社会の状況が大きく変化していて、自然環境はもとより、コロナもありましたし物価上昇もありました。そういう中でとても時節にかなった計画であったわけですが、これからの漁港の機能強化、漁場の生産力強化それから漁村の活性化を、どのように実施していくかという非常に重要な計画になりますので、これから委員の皆様には積極的に御発言いただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事はここまでとなります。

それでは、進行を事務局の方に交代いたします。よろしくお願いいたします。

○中西計画・海業政策課総括 皆様におかれましては御審議のほど、誠にありがとうございました。

今日の議事と御発言につきましては、冒頭、御案内のとおり水産庁ホームページで公表させていただきますけれども、あらかじめ委員の方々の確認を取らせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の開催につきましては、また別途こちらの方から御案内させていただければと思います。

それでは、当方の不手際で開始時間が遅れたことを改めてお詫び申し上げます。

以上をもちまして本日の漁港漁場分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時04分閉会